

日立市長 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

令和8年度日立市省エネ家電導入促進事業補助金交付申請書

標記について、補助金の交付を受けたいので、令和8年度日立市省エネ家電導入促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、補助金交付に係る該当要件等の調査のため、申請者に係る住民登録及び納税状況について、市が調査することに同意します。

記

1 申請内容 <small>(申請内容に合致する項目をレ点で選択してください)</small>	<input type="checkbox"/> 省エネ家電買換え（全年齢世帯対象）
	<input type="checkbox"/> エアコン新規又は追加購入（高齢者のみ世帯対象） ※ 75歳以上の方を含む全員が65歳以上の世帯が対象です
2 購入家電 <small>(エアコン、冷蔵庫いずれかをレ点で選択し、機器の省エネ基準達成率を記入してください)</small>	<input type="checkbox"/> エアコン 省エネ基準達成率( )% 目標年度 2027年度 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 省エネ基準達成率( )% 目標年度 2021年度
3 設置年月日	令和8年 月 日 ※ 令和8年4月1日から令和8年10月28日までに対象家電を自らが居住する市内の住宅に設置済の方が対象です
4 購入場所	店名 _____ 所在地 日立市 _____
5 購入金額（税抜）	円 ※ 工事費・運搬費を含む
6 交付申請額	円 ※ 購入金額（税抜）が30,000円以上の場合は30,000円 30,000円未満の場合は、購入金額の千円未満を切り捨てた金額

**チェック漏れ、記入漏れにご注意ください**

**⇒裏面に続く**

**※ 修正液、修正テープ、消せるボールペンは絶対使用せず、誤字は二重線で訂正してください。**

7 振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名 【店名】	本店 支店 出張所
	種類	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	フリガナ	購入者及び申請者と同一の口座名義人を記入してください		
	口座名義人	購入者及び申請者と同一の口座名義人を記入してください		
8 添付書類	<p>① 領収書、領収明細書、レシート等の写し  <b>(注意)</b> 購入日、対象家電の本体価格、機種名(型番)、購入店舗の所在地、割引や送料等を含む総支払額が記載されているものを添付して下さい</p> <p>② 省エネ基準達成率を確認できるもの(カタログ、省エネラベル等)  ※ 「省エネ型製品情報サイト」のHPで省エネ基準達成率を表示したラベルを印刷可能</p> <p>③ 買換え前の家電の特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)の写し等  ※ エアコン新規及び追加購入(高齢者のみ世帯対象)は不要  ※ 排出者の記名欄は申請者又は申請者の親族の氏名で記載</p> <p>④ 振込先を確認できる通帳見開き部分・キャッシュカード等の写し  ※ 通帳は、口座名義人や口座番号、支店名等が分かる見開きページの写しが必要  ※ キャッシュカードで裏面に口座名義人欄がある場合は、裏面コピーの添付も必要  ※ 通帳レスの場合は『通帳アプリの口座番号連絡票の写し』を添付</p>			

## 【注意事項】

- 申請内容について市から電話等で問合せすることがあります(発信番号 050-5528-5025)。応答頂けない場合、申請を受け付けできないことがありますのでご注意ください。
- 当補助金の予算額に達したときは申請が却下される可能性があります。
- 以下のいずれかに該当する場合、**補助金交付対象外**となりますのでご注意ください。

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税を滞納している方</li> <li>・日立市の住民基本台帳に登録のない方</li> <li>・申請者と購入者が異なる場合</li> <li>・同一世帯で2回以上申請した方</li> <li>・対象家電の設置場所が、申請者自らが居住する市内の住宅ではない場合</li> <li>・対象家電を住居部分ではなく店舗や事務所等に設置した場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ基準達成率未達成の家電を購入した方</li> <li>・中古品や新古品の家電を購入した方</li> <li>・市外店舗やネット通販等で家電を購入した方</li> <li>・期間内に購入設置の要件を満たしていない方</li> <li>・省エネ家電買換えの申請で買換え前の家電のリサイクルをしていない方</li> <li>・エアコン新規又は追加購入で、高齢者世帯の要件に非該当の方</li> </ul> |
|---|--|